⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

３．東名集中工事に伴う料金調整③

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、⑷に定める入口インターチェンジ及び出口インターチェンジ相互間を利用し、東富士五湖道路及び一般道への迂回を目的として、⑸に定めるＡインターチェンジから流出し、Ｂインターチェンジから再流入して、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が東富士五湖道路及び一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和７年10月20日から令和７年11月８日まで。

⑷　対象入口・出口インターチェンジ

・上り線

入口インターチェンジ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	第一東海自動車道の駒門スマートインターチェンジから小牧インターチェンジまでの各インターチェンジ
	第二東海自動車道横浜名古屋線の長泉沼津インターチェンジから東海インターチェンジまでの各インターチェンジ、清水いはらインターチェンジ及び浜松いなさインターチェンジ
	中部横断自動車道の富沢インターチェンジ
	一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田松平インターチェンジからせと品野インターチェンジまで及び大野神戸インターチェンジから養老インターチェンジまでの各インターチェンジ
	一般国道302号（伊勢湾岸道路）の各インターチェンジ
	中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから八日市インターチェンジまでの各インターチェンジ
	北陸自動車道の米原インターチェンジから敦賀インターチェンジまでの各インターチェンジ
	東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから岐阜各務原インターチェンジまでの各インターチェンジ
	近畿自動車道伊勢線の各インターチェンジ
	近畿自動車道尾鷲多気線の各インターチェンジ
	近畿自動車道名古屋亀山線の各インターチェンジ
	近畿自動車道名古屋神戸線の各インターチェンジ
	近畿自動車道敦賀線の各インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する路線	全インターチェンジ

出口インターチェンジ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの各インターチェンジ
	一般国道468号線（首都圏中央連絡自動車道）の海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの各インターチェンジ
東日本高速道路株式会社が管理する路線	関越自動車道上越線の小諸インターチェンジから上越高田インターチェンジまでの各インターチェンジ、中央自動車道長野線の各インターチェンジ及び北陸自動車道の親不知インターチェンジから西山インターチェンジまでの各インターチェンジを除く全インターチェンジ

・下り線

入口インターチェンジ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの各インターチェンジ
	一般国道468号線（首都圏中央連絡自動車道）の海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの各インターチェンジ
東日本高速道路株式会社が管理する路線	関越自動車道上越線の小諸インターチェンジから上越高田インターチェンジまでの各インターチェンジ、中央自動車道長野線の各インターチェンジ及び北陸自動車道の親不知インターチェンジから西山インターチェンジまでの各インターチェンジを除く全インターチェンジ